

令和8年度

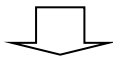
itami

伊丹市 中小企業振興融資制度のご案内

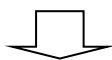
～申込から融資実行まで～

必要書類をご準備ください。

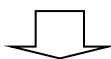
☆金融機関の取扱支店、伊丹市役所商工労働課、伊丹商工会議所にて各様式を配布しています。
☆一部の様式を除いて、市役所商工労働課のホームページからも印刷ができます。



取扱窓口で申込



金融機関・兵庫県信用保証協会の審査



金融機関から融資実行

申込はお早めに！

※ 申込から融資実行まで1ヵ月以上
かかる場合があります。



伊丹市マスコット ヒコまる

伊丹市中小企業振興融資制度 資金一覧

資金名		資金用途	融資限度額	利率(年)	融資期間(据置期間)	保証料補助率	利用条件	提出書類(共通書類に加えて下記の書類が必要です)
①	事業資金	事業資金	2,000万円	2.40%	10年以内 ※運転のみの場合は7年以内(内1年以内)	1/4	・事業用の資金が必要な者 ・市融資制度の借換をしたい者 ・複数の市融資制度をまとめたい者	
②	小口零細資金 (小規模・零細事業者)	事業資金	1,250万円		7年以内(内1年以内)		★責任共有制度の対象除外制度として創設された国の全国統一保証制度(小口零細企業保証制度)の対象資金です。 ・次の条件を全て満たす者 ①従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下 ※サービス業のうち、宿泊業、旅行業、娯楽業は20人以下 ②保証協会の保証付融資残高が今回の借入を含めて2,000万円以下	◎国の小口零細企業保証制度に基づく自治体制度融資にかかる推薦書 ※この書類の提出は、任意です。 ※この書類を添付すると保証料率が0.1%割引となります。 ※推薦は、伊丹商工会議所にて受けてください。 (経営指導を受けているなど所定の要件あり)
③	セーフティ1to6資金 (セーフティネット1～6号認定者)	運転資金	1,000万円	2.06%	7年以内(内1年以内)	1/2	・セーフティネット1～6号(中小企業信用保険法第2条第5項第1～6号)いずれかの認定を受けた者	●中小企業信用保険法第2条第5項第1～6号いずれかの認定書
④	大型店対策資金 (大型店の進出に対策を講じる者)	事業資金	1,200万円	2.27%	10年以内(内1年以内)		・次の条件を全て満たす者 ①店舗面積が3,000㎡以上の大型店から3km以内(10,000㎡以上の場合は5km以内) ②大型店の営業開始より1年以上前から大型店と同種の小売業を営んでいる ③大型店の営業開始6ヵ月前から開始後1年以内に資金を必要とする	●大型店対策計画書(1部)
⑤	創業資金 (起業する者)	事業資金 (自己資金の2倍以内)	1,000万円			7年以内(内1年以内)	1/4	・融資額の1/2以上の自己資金があり、市内で新規に事業を開始する場合で、次のいずれかに該当する者 ①個人で1ヵ月以内に事業を開始する者(開始後1年未満の者を含む) ②会社を設立して2ヵ月以内に事業を開始する者(開始後1年未満の者を含む) ③市内の会社が、新たに市内で子会社等を設立する場合(設立後1年未満の場合を含む)

◆共通申込資格

次の条件を全て満たす者

- 主たる事業所(事務所)を伊丹市内に有する中小企業者
※事業に関する市税の納付先が伊丹市になっていること
※法人の場合は伊丹市内に商業登記をしていること(本社または支店)
- 兵庫県信用保証協会の保証対象業種であること
- 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていること
- 申込時に市税を完納していること
※分割納付制度を利用している場合は利用不可

◆重複利用について

各資金の併用利用はできますが、同一資金の重複利用はできません。

ただし、①～④の資金は、返済途中であっても、既融資の残額が当初借入額の3分の2以下であれば一括返済を条件に再申し込みが可能です。

◆資金用途について

事業資金…事業に要する資金(運転資金及び設備資金)

運転資金…仕入資金・買掛金・支払手形・未払金決済資金、人件費・諸経費の支払金など
設備資金…建築・改装資金、機械設備・車両購入資金、入店保証金、権利金、敷金など

◆融資利率について

融資利率は、融資の申込日時点での利率が適用され、固定金利です。

◆保証料の補助について

保証料の一部を市が補助しています。(1円未満切捨)

補助金は、市が兵庫県信用保証協会に直接支払います。(手続不要)

◆連帯保証人要件について

連帯保証人の要件は、兵庫県信用保証協会の定めによります。

※個人の場合は保証人なしで、法人の場合は代表者のみで申し込み可能です。

ただし、実質経営者、許認可名義人は保証人になる必要があります。

また、事業継承予定者は保証人になる必要がある場合があります。

◆提出書類(共通書類)

《全ての申込者》

- 伊丹市中小企業振興融資制度申込書

伊丹市税の納税証明書(滞納なしの証明)

※市役所市民課[市役所庁舎1階]で証明を受けてください。

※市外から転入する場合や上記⑤の資金を申し込む場合は必要ありません。

- ◎信用保証委託申込書 及び 保証人等明細 及び 申込人(企業)概要

※信用保証協会の様式で、冊子になっています。

- ◎見積書(原本:印のあるもの)…資金用途に設備が含まれる場合

- ◎貸借対照表…作成している場合

《個人事業者の場合》

- ◎印鑑証明書

- ◎確定申告書の写し2年分(税務署の受付印がない場合は、税務署発行の納税証明書その2の2年分も別途必要です。) 確定申告書がない場合は、税務署発行の納税証明書その1,2,3(全てを2年分)

《法人事業者の場合》

- ◎履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)

- ◎法人の印鑑証明書

- ◎代表者の印鑑証明書

- ◎決算書2期分 及び 試算表

《業種により必要な書類》

- ◎営業許可証、免許等の写し…許認可等が必要な業種の場合

◆提出書類について

左側に●印のついた書類は、商工労働課のホームページから様式の印刷ができます。

このパンフレットには、必要最小限の書類のみ掲載していますので、金融機関と兵庫県信用保証協会から他の書類を求められる場合があります。

◆国の小口零細企業保証制度に基づく自治体制度融資にかかる保証料割引制度の対象者

- 1年以上同一事業を営み今後も事業を継続する者で、1回以上税務申告を行っている者
- 伊丹商工会議所の推薦を受けている者
- 法人の場合は、次の要件を全て備えている者
 - ①直近決算において、経常利益を計上している者
 - ②直近決算において、債務超過でない者
- 個人の場合は、次の要件を全て備えている者
 - ①直近の決算において、所得金額(申告控除・専従者給与控除前)を計上している者
 - ②売上金額が確定申告、または確定申告書に添付している青色申告決算書及び収支内訳書(白色申告)のいずれかで確認できる者

◆創業資金における自己資金とは…

次の(a)～(e)の合計額から、(f)～(g)を控除した額です。

- 貯金
- 保証協会の評価率で算定した有価証券
- 資本金・出資金・敷金・入居保証金
- 不動産を除く事業用設備
- 不動産以外の客観的に評価が可能な資産
- 残存返済期間が2年以上ある借入金(住宅ローン・設備資金等)の2年間の返済予定額
- その他借入金

◆取扱金融機関

池田泉州銀行	伊丹支店、稲野支店	尼崎信用金庫	伊丹支店、伊丹西支店、稲野支店 鴻池支店、昆陽里支店、桜台支店 塚新支店、野間支店、緑ヶ丘支店
京都銀行	伊丹支店		
徳島大正銀行	伊丹支店、伊丹北支店	北おおさか信用金庫	伊丹支店
但馬銀行	伊丹支店	播州信用金庫	伊丹支店
三井住友銀行	伊丹支店	兵庫ひまわり信用組合	伊丹支店
みなと銀行	伊丹支店、昆陽里支店		
りそな銀行	伊丹支店		

◆兵庫県信用保証協会

兵庫県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

兵庫県信用保証協会 阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3丁目96 尼崎商工会議所会館3F

[TEL 06-6411-4133 FAX 06-6411-4144]

◆保証料

伊丹市中小企業振興融資を受けるには兵庫県信用保証協会の保証が必要です。(要保証料)

保証料は借入金から全期間分が差し引かれます。

《計算式》 (a)+(b)+(c)

(a)据置期間部分の保証料＝貸付金額×保証料率×据置期間÷12

(b)据置金額部分の保証料＝据置金額×保証料率×(保証期間(月)－据置期間(月))÷12

(c)分割返済部分の保証料＝(貸付金額－据置金額)×保証料率×(保証期間(月)－据置期間(月))÷12×分割係数

保証料率:0.45%～2.02% (保証料率については、兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。)

分割係数:25回以上0.55、13回以上24回以下0.60、7回以上12回以下0.65、6回以下0.70

《計算例》

貸付金額1,000万円、保証期間12ヵ月のうち6ヵ月据置

毎月100万円の均等分割返済(5回)、残高500万円期日一括払い

保証料率:1.15%

(a)1,000万円×1.15%×6÷12=57,500円

(b)400万円×1.15%×(12-6)÷12=23,000円

(c)(1,000万円-400万円)×1.15%×(12-6)÷12×0.7=24,150円

(a)+(b)+(c)=104,650円

◆伊丹市中小企業振興融資制度の相談・申込窓口

◎取扱金融機関の上記支店

◎伊丹商工会議所

〒664-0895 伊丹市宮ノ前2丁目2番2号 [伊丹商エプラザ3階]

TEL 072-775-1221 FAX 072-775-1223

◎伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 [市役所庁舎4階]

TEL 072-784-8047 FAX 072-784-8048



伊丹市マスコット たみまる